

大学等進学サポート事業の支援対象となる受験先について

大学等進学サポート事業実施要綱第2条第1項の教育機関及び課程は次のとおりとする。

令和8年8月18日

沖縄こどもの未来県民会議 会長 玉城 康裕

**【教育機関】**

大学等進学サポート事業実施要綱第2条第1項の教育機関は次のとおりとする。

- 学校教育法第83条に規定される大学
- 同法第83条の2に規定される専門職大学
- 同法第108条に規定される短期大学
- 同法第115条に規定される高等専門学校
- 学校教育法施行規則第155条第1項第4号及び第4号の2に規定される外国大学日本校

**【課程】**

大学等進学サポート事業実施要綱第2条第1項の課程は次のとおりとする。

- 学校教育法第124条に規定される専修学校の課程のうち、以下に該当するもの
  - (1)同第132条の文部科学大臣の定める基準を満たす課程
  - (2)学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程
  - (3)修業年限が2年以上であり、かつ、1,600時間以上の授業の履修を義務付けている課程であって、当該履修の成果が授業科目の目標に達していることを筆記試験その他の方法により認められることを修了の要件とする課程。
- 防衛大学校の本科

- 防衛医科大学校の医学教育部
- 水産大学校の本科
- 海上保安大学校の本科
- 気象大学校の本科
- 国立看護大学校の看護学部
- 農業大学校の本科
- 農林大学校のうち、森林法施行令第9条の農林水産大臣の指定する課程
- 職業能力開発総合大学校の総合課程
- 職業能力開発大学校の専門課程
- 職業能力開発短期大学校の専門課程
- 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の園芸又は茶業に必要な学理及び技術の習得を目的として行う長期研修の課程のうち、研修期間2年以上のもの